



栗原市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第5項の規定により実施した平成30年度随時監査等の結果は次のとおりです。

平成30年7月5日

栗原市監査委員 鈴木 弘

栗原市監査委員 武田 孝一

栗原市監査委員 鹿野 芳幸

別紙のとおりに

平成30年度 随時監査結果報告書

第1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項による監査）

※地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を含む

第2 監査の概要

1 監査の日程

平成30年6月1日（金）

2 監査の対象

(1) 監査対象部局

栗原市教育部社会教育課

(2) 監査対象事業

栗原市放課後児童クラブ運営業務

(3) 監査対象会計

ア 平成30年度栗原市一般会計

3款民生費、2項児童福祉費、7目放課後児童クラブ事業費

イ 平成29年度栗原市一般会計

3款民生費、2項児童福祉費、7目放課後児童クラブ事業費

3 監査の範囲

(1) 予算の執行状況（収入・支出事務、物品購入・修繕関係等）

(2) 事務事業の執行状況（委託事業等）

(3) 事務の処理状況（財産管理等）

(4) 人事管理状況（賃金、時間外勤務手当等）

(5) 予算の積算根拠

(6) 契約の締結状況

4 監査の方法

事前に提出を求める随時監査資料及び監査当日提示を求める関係書類、帳簿、証拠書類をもとに、予算及び事務事業の執行が計画的・効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性・効率性等を検証した。

なお、監査にあたっては関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第3 監査の結果

監査の結果、教育部社会教育課所管の放課後児童クラブ運営業務に係る財務等に関する事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認めました。

なお、監査の過程で見受けられた事務処理上の留意事項は、別途通知しています。

第4 監査時において所管課等に提出（提示）を求めた関係書類等

1 随時監査資料

（平成30年度）

- ① 委託事業費の積算根拠の写し（起案書含む）
- ② 委託契約締結関係書類一式の写し（起案書含む）
- ③ 事業計画書の写し（収受書含む）
- ④ その他事業に関する書類の写し

（平成29年度）

- ① 委託事業費の積算根拠の写し（起案書含む）
- ② 委託契約締結関係書類一式の写し（起案書含む）
- ③ 事業計画書の写し（収受書含む）
- ④ 変更協議の書類の写し（収受書含む）
- ⑤ 変更協議を検討した書類の写し
- ⑥ 変更契約書の写し（起案書含む）
- ⑦ 事業実績報告書等の写し（収受書含む）
- ⑧ その他事業に関する書類の写し

2 当日提出を求めた資料

- ① 委託料にかかる契約書類等（起工から完了検査まで）
- ② その他事業に係る書類